

○大府市難聴高齢者補聴器助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない高齢者の補聴器の購入に係る費用の一部を助成することにより、高齢者に対し、コミュニケーションを確保するとともに、聴力低下による閉じこもりを防ぎ、積極的な社会参加を支援し、認知症予防及びフレイル(虚弱状態)予防を図ることを目的として実施する大府市難聴高齢者補聴器助成事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者のうち次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付の対象とならない者であること。
- (2) 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医又は市内の身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師が、補聴器の装用が真に有用であると判断した者であること。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等でない者であること。
- (4) 対象者が労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令の規定に基づく補聴器の購入に係る助成を受けていない者であること。
- (5) 過去に事業による助成を受けた者にあつては、当該助成の対象となった補聴器の購入日から起算して5年を経過し、かつ、当該補聴器が有用でない場合であること。

(対象となる補聴器)

第3条 事業の対象となる補聴器は、医療機器認証(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第23条の2の23第1項に規定する認証をいう。)を取得した補聴器及びその付属品(イヤモールド等)とする。

2 助成の対象となる費用(以下「助成対象費用」という。)は、装用効果の高い左右いずれかの耳に装着する補聴器本体1台分及び付属品の購入費用とし、診察料、検査料等の受診費用、文書料、補聴器の修理、保守、電池交換に係る費用及び付属品のみ購入等に係る費用は対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、補聴器及びその付属品の購入に要する費用に相当する額とし、市民税非課税世帯は3万円、市民税課税世帯は1万5千円を限度とする。なお、世帯は助成対象者及びその配偶者をいう。

(申請)

第5条 事業による助成を受けようとする対象者は、大府市難聴高齢者補聴器助成申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 第2条第2号に規定する医師が、対象者の聴力検査を実施した上で交付した大府市難

聴高齢者補聴器助成に係る意見書（第2号様式。以下「医師意見書」という。）。ただし、医師記入日から3か月以内であるものに限る。

(2) 医師意見書に基づき、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売業者又は市内の補聴器販売業者であって、かつ、事業による助成に係る代理受領を合意する者が作成した見積書及び内訳書

(3) 認定補聴器技能者の在籍証明書（第3号様式）（認定補聴器技能者が調整する場合に限る。）

(4) 対象者及びその配偶者の市民税所得割の額が確認できる書類（市長が確認できない場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類
（決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは、大府市難聴高齢者補聴器助成決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、事業の利用を却下したときは、大府市難聴高齢者補聴器助成却下決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により事業の利用を決定したときは、申請者に対し、大府市難聴高齢者補聴器助成券（第6号様式。以下「助成券」という。）を交付する。
（補聴器の購入）

第7条 前条第1項の規定による決定の通知を受けた者（以下「受給者」という。）は、補聴器の購入先の補聴器販売業者（第5条第2項に規定する見積書を作成した者に限る。以下「販売業者」という。）に、助成券を提出するとともに、補聴器の購入に係る費用から助成金の額を差し引いた額を支払うものとする。
（費用の請求）

第8条 販売業者は、市長に対し、当該補聴器の購入日から30日以内に、大府市難聴高齢者補聴器助成請求書（第7号様式）に必要な事項を記入した助成券を添えて助成金を請求するものとする。
（助成金の支払）

第9条 前条の規定による請求があった場合、市長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求を行った販売業者に対し、助成金を支払うものとする。
（譲渡等の禁止）

第10条 受給者は、給付された補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。
（助成費用の返還）

第11条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により助成を受け、又は前条の規定に違反したと認めるときは、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。
（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。